

生駒市消防本部訓令甲第2号

生駒市消防事務決裁規程及び生駒市消防職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

生駒市消防長 坂上 弘

生駒市消防事務決裁規程及び生駒市消防職員服務規程の一部を改正する訓令

(生駒市消防事務決裁規程の一部改正)

第1条 生駒市消防事務決裁規程(平成7年4月生駒市消防本部訓令甲第1号)

の一部を次のように改正する。

第5条第4項中「企画財政部長、企画財政部次長」を「総務部長、総務部次長」に改める。

第7条第5号及び第6号、第8条第3号、第9条第4号、第16条第1号並びに第17条第1号中「出張命令」を「旅行命令」に改める。

(生駒市消防職員服務規程の一部改正)

第2条 生駒市消防職員服務規程(平成27年8月生駒市消防本部訓令甲第1号)

の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「宿泊を伴う旅行等(出張を除く。)」を「職務外の宿泊を伴う旅行」に改める。

第25条(見出しを含む。)中「出張命令簿」を「旅行命令簿」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。